

令和 8 年度 加須市立北川辺西小学校 いじめの防止等のための基本的な方針



令和 8 年 4 月 8 日

加須市立北川辺西小学校

加須市立北川辺西小学校 いじめの防止等のための基本的な方針

目 次

はじめに

1	いじめの問題に関する基本的な事項	1
2	いじめの未然防止のための取組	3
3	いじめの早期発見のための取組	6
4	いじめの早期解消のための取組	8
5	学校におけるいじめの防止等のための組織	10
6	重大事態への対応	11

はじめに

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の1つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって組織的に対応すること、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが重要である。

1980年代いじめの問題が大きく取り上げられ、これまでもいじめの防止のために様々な取組が行われてきたが、未だ、いじめを背景とした児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。その繰り返される背景として、①人々の関心の所在に左右され、関心が低くなれば、いじめが見過ごされ、対応されなくなる。②目に付くいじめ、事件性の高いいじめには対応してきたが、警察を含めた関係機関等との連携に積極的でなかった。③軽微ないじめを見過ごしたり、放置したりしてきた。④対応が個人の力量に委ねられ、組織的対応に向けたシステムの構築と計画的な取組が不十分であった。などの問題点が挙げられる。

本校では、これまでも校訓「のびよ きたえよ 心とからだ」のもと、学校教育目標「進んで学ぶ子 思いやりのある子 たくましい子」の育成を目指し、豊かな人間性をはぐくむために体験活動や交流活動等を積極的に推進してきた。そして、「いじめは重大な人権侵害である」「いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうる」という認識を持ち、「いじ

めは絶対に許されない」という強い姿勢で、いじめの防止のために道德教育や人権教育の充実、授業の工夫改善や望ましい人間関係づくりに取り組んできた。また、家庭や地域住民に学校だよりやホームページ等でいじめ問題に対する姿勢や取組を示し、理解や協力を得られるように努めてきた。学校生活アンケートの結果をみると、悩みを抱えている児童が若干みられるものの、すぐに該当児童に対応し、解消されている。

以上のようなこれまでの問題点や本校の実態等を踏まえ、これまでの「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」を見直し、改善することにした。この加須市立北川辺西小学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「北川辺西小基本方針」）は、「加須市いじめの防止等のための基本的な方針」（以下、「加須市基本方針」）に基づき、加須市（以下、「市」）・学校・家庭・地域住民その他の関係者が連携し、一体となっていじめの問題の克服のために取り組むことを目的として、いじめの防止等のための対策に関する基本的な事項を定めるものである。

1 いじめの問題に関する基本的な事項

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、その児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。インターネット等を通じて行われる同様の行為も「いじめ」に含まれる。

具体的な態様には、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団で無視される
- ③ ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なこと、不本意なことをされたり、させられたりする
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

ただし、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。

(2) いじめに対する基本認識

子どものいじめを防止するためには、大人一人一人が次のような意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚することが必要である。

- ① いじめは絶対に許されない
- ② いじめは重大な人権侵害である
- ③ いじめは卑怯な行為である
- ④ いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる
- ⑤ いじめは大人の見えないところで行われることが多く、発見しにくい
- ⑥ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立つ必要がある

(3) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。また、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長、人格の形成、及び将来的には職業選択にまでも重大な影響を与えるものである。

いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう以下の点を重視して行う。

- ① 学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること
- ② いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを全ての児童が理解できるようにすること
- ③ 児童がいじめの問題を主体的に解決していこうとする態度を育成すること
- ④ いじめを受けた児童の生命・心身の保護の重要性を認識しつつ、市、学校、家庭、地域住民その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服を目指すこと

(4) いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめの問題を根本的に克服するためには、いじめを生まない土壌をつくる必要がある。また、教職員たちが、いじめに至る兆候を見逃さず、早い段階から児童に関わる体制を整えることが重要である。さらに、いじめが確認されたときには、いじめを受けた児童の生命・心身の保護を第一に考え、迅速に対応する必要がある。

本校では、これらの基本的な考え方に基づき、いじめの問題の克服のために、「未然防止」、「早期発見」、「早期解消」の視点でいじめの防止等のための対策を講じる。

なお、いじめ防止等のための取組をより実効性のあるものとするために、「北川辺西小基本方針」が、学校の実態に即してきちんと機能しているかを点検、検証し、必要に応じて見直しをするものとする。

2 いじめの未然防止のための取組

いじめの未然防止の基本となるのは、児童が友人や教職員と信頼できる関係の中、安心して学校生活を送ることができ、規律正しい態度で主体的に参加・活躍できるような授業・集団・学校づくりを行っていくことである。児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくことが期待される。そこで、以下の方策をもって、これに取り組む。

(1) いじめについての共通理解と児童の規範意識の向上

いじめの態様や特質等、具体的な指導上の留意点などについて、研修や職員会議で周知を図り、教職員全員の共通理解を図っていく。また、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

- ① 「彩の国生徒指導ハンドブック New I's」や「生徒指導リーフレット（国立教育政策研究所作成・生徒指導提要）」などの資料の活用を通して、いじめ問題への認識や対応、留意点等を共有するとともに、指導力の向上を図る。
- ② 「いじめをなくす3カ条（加須市教育委員会、加須市校長会・園長会作成）」を全ての教室に掲示し、随時話題にする。
- ③ 児童・保護者に「北川辺西小学校よい子のきまり」を配布、説明し、学校及び家庭が協力して、学習のきまりや生活のきまり等の徹底を図る。
- ④ 毎月生活目標を設定し、規律ある態度が身に付くように指導するとともに、生徒指導部会を設け、共通理解を図りながら指導していく。

(2) 道徳教育・人権教育の充実

学校全体を通じた道徳・人権教育の充実、体験・交流活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会・生活体験の機会を設ける。それらを通して、他人を共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他ともに等しく認め、互いを尊重する態度を養うとともに、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てていく。

- ① 豊かな体験活動や温かな交流活動を、各学年とも各教科等の年間指導計画に位置付け、心の教育を推進する。
- ② 「道徳が『いじめ問題』にできること」を活用したり、いじめの防止に関係する主題を設定したりして道徳の授業を展開する。（道徳主任）
- ③ 「いじめは重大な人権侵害である」との認識のもとに、各学年の「人権教育年間指導計画」を着実に実践し、見直し・改善を図っていく。（生徒指導主任）
- ④ いじめ撲滅強化期間を設定し、標語作成（人権標語等）や人権教育に視点を当てた授業公開等に取り組み、人権意識を養っていく。（人権教育主任）

(3) 児童理解の深化

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを進めるとともに、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。

- ① すべての教員が授業研究を通してわかる授業づくりを進めるとともに、全ての児童が参加・活躍できるように日々の授業を工夫する。
- ② チャイムが鳴ったら着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表のしかたや聞き方の指導など授業中の規律を確実に身に付けさせる。
- ③ 学級や学年、その他様々な集団における人間関係を把握し、一人一人の児童がよさや可能性を発揮し、よりよく成長できるような望ましい集団活動を展開する。
- ④ 「挑戦」「失敗」を恐れず、何事にも前向きに安心して挑戦することのできる児童育成に努める。教師一人一人も見届けを確実にする。
- ⑤ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ⑥ 障害(発達障害を含む)について適切に理解した上で児童に対する指導に当たる。

(4) 児童の居場所づくりの推進

すべての児童が認められている、満たされているという思いを抱くことができるように学校の教育活動全体を通じて児童一人一人のよさを生かし、伸ばすという方針のもと、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を設け、児童の自己有用感を高める。

また、保護者や地域住民にも協力を求め、多くの大人から認められているという思いが得られるよう工夫し、家庭や地域での居場所づくりも推進する。

- ① 学校行事をはじめ様々な活動に取り組む際には、児童に自分の目標を設定させ、その過程や結果を適切に評価する。
- ② 係活動や当番活動、委員会活動等において、自分の役割や責任を果たすことが学級や学校の生活の充実・向上につながっていることを認め、励ます。
- ③ 異年齢集団(たてわり班)を編成し、遊びや話合いを通して、リーダーシップや思いやりの気持ち、尊敬や感謝の気持ちを育てる。
- ④ 年間を通して幼稚園、保育所、中学校や外国の方との交流等を行い、社会性や自己有用感をはぐくむ。
- ⑤ 学校応援ボランティアや保護者、地域の方々の協力を得て様々な体験活動に取り組むことで多くの大人からほめられ、認められる機会をつくる。

(5) 児童自らがいじめについて学べる取組の推進

児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

- ① 学級活動等の授業を通して、いじめの態様、原因や背景、解決策等について学ぶ。
- ② 一人一人が人権標語やいじめ撲滅宣言の作成等を行うことで、全ての児童がいじめ問題やいじめの防止について理解できるようにする。
- ③ 学級や学校として、いじめ撲滅宣言をしたり、子ども人権メッセージを作成したりすることで、人権意識の高揚を図る。

(6) 情報モラル教育の推進

児童、保護者が、インターネットを通して発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他の情報の特性を踏まえて、インターネットを通じたいじめを未然に防止するとともに、適切に対処することができるように啓発活動を行う。

- ① 子どもの発達段階に応じて、系統的に情報モラル教育を実施する。
- ② 児童や保護者を対象に、インターネットや携帯電話等の安全な使用についての学習を行う。

3 いじめの早期発見のための取組

いじめは、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確にかかわり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、学校、家庭、地域社会が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

児童の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せっかく気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは絶対にしてはならない。

(1) 定期的なアンケート調査の実施やいじめチェックシートの活用

いじめを早期に発見するために、いじめの実態把握に取り組む。また、教職員及び保護者用のいじめチェックシートを活用することにより、学校と家庭の連携を強化するとともに、児童のささいないじめの兆候に対して、早い段階から関わられるようにする。

- ① 「学校生活アンケート」を学期ごと（年間3回）に実施する。
- ② アンケート結果をまとめ、教職員間で情報を共有するとともに、児童の変化やいじめの兆候に対してすぐに対応する。
- ③ 「いじめ撲滅期間」に合わせて、保護者用いじめチェックアンケートを全家庭に配信し、活用を促す。
- ④ 「いじめ撲滅期間」に「いじめ発見のチェックポイント」の観察の観点に従って、児童の学校生活の様子をチェックし、該当する項目があるときは児童に声をかけるとともに、必要に応じて対策会議を開き、組織的に対応する。

(2) 日常的な生活の中でのいじめに係る情報の把握

日常の学校生活を通して、児童の様子や人間関係を観察したり、児童に声をかけたりして、ささいな変化に気付くようにするとともに、健康観察や日記等、今まで当たり前に、あるいは何気なく行ってきたことを、意識的に行ったり、積極的に活用したりしていく。

- ① 休み時間等の遊びや雑談の中などで、児童の様子や言動に気を配るようにする。
- ② 個人ノートや生活ノート、教職員と児童の間で行われている日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ③ 学級懇談会や個人面談の機会を活用して、児童の家庭での様子を把握する。
- ④ 収集したいじめに関する情報については、教職員全体で共有し、すぐに対応する。

(3) いじめに係る相談体制の整備

教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童及び保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

- ① 保護者からの相談は随時受け付けることを学校だよりや保護者会等で周知するとともに、アンケート結果をもとに児童との個人面談を実施する。
- ② スクールカウンセラーやさわやか相談員の活用、電話相談の窓口等について積極的に情報提供をする。
- ③ 学級担任に直接話をするのをためらうような場合には、担任以外の教職員も相談に応じるようにする。
- ④ 教育相談に係る情報については集約し、教職員間で共有する。また、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。なお、個人情報の管理には十分注意する。

(4) 学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制の構築

より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、家庭や地域との連携を促進し、協働する体制の構築を図る。

- ① 学校だよりやホームページ等を通して、保護者や地域の方に、学校のいじめに対する取組を知らせる。
- ② 学校運営協議会や学校応援ボランティアとの情報交換等を通して、登下校時や地域での生活におけるいじめに係る情報の把握をする。

(5) インターネット上のいじめへの対応

教職員がネットいじめの兆候を見逃さずに共有するとともに、他機関とも連携を図りながらネットいじめの早期発見に努める。

- ① 休み時間における児童の会話や体調不良を訴える児童の様子から、ネットいじめが発覚することもあるので、小さな兆候を見逃さない。
- ② 校内において可能な範囲でネットパトロールを行い、ネットいじめの兆候の発見に努める。
- ③ いじめに係る情報が発見された場合は、必要に応じてホームページの管理者等に削除を依頼する。

4 いじめの早期解消のための取組

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を十分に行う。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ必要がある。

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。
- ② いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ③ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに報告し、情報を共有する。

- ④ 当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。その際、複数の教職員で対応するとともに、いじめられた児童への心情に十分配慮する。
- ⑤ 事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ⑥ いじめが犯罪として取り扱われるべきものと認めるときや、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、所轄警察書と相談して対処する。

(2) いじめられた児童またはその保護者への支援

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して対応していく。

- ① 家庭訪問等を行い、その日のうちに迅速に保護者に事実を伝える。
- ② いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できるだけ不安を除去する。
- ③ 複数の教職員の協力の下、いじめられた児童の見守りを行うなど、安全確保を確実にする。
- ④ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ⑤ 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導することとしたり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができる環境を確保する。
- ⑥ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さわやか相談員等、心理や福祉の専門家の協力を得る。
- ⑦ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援及び見届けを確実に行う。

(3) いじめた児童への指導またはその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったと確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等などの外部専門家などの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

- ① 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以降の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ② いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ③ いじめた児童が抱える問題などいじめの背景にも目を向け、いじめた児童の安心・安全・健全な人格の発達に配慮する。また、個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応する。
- ④ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの解決とは、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての児童が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

- ① いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ② はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ③ 学級活動の時間に、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。

5 いじめの防止等のための組織の設置

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立し、組織的に対応していくことが重要である。そこで、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織として「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を設置する。

本組織の構成は、本校の生徒指導推進委員会を母体とし、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、人権教育主任、教育相談主任、学年主任とする。また、事案に応じて学級担任や養護教諭等の教職員等も加える。さらに、必要に応じて、学校評議員や心理・福祉の専門家等の外部の参加を図る。

この組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応するとともに、いじめ防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。

なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるようにする。ただし、教育委員会が本校における調査が困難と判断した場合には、教育委員会の附属機関による調査を行うものとし、その調査に協力する。

本組織の具体的な活動内容は、次のとおりである。

- いじめに係る実態の把握
- 北川辺西小基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があつたときの緊急会議の開催
- いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取
- 指導や支援の体制・対応方針の決定や保護者や地域との連携
- 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施と報告
- いじめを受けた児童及びその保護者に伝える情報の適切な提供
- いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修の計画・実施

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、児童が以下のような状態になった場合を言う。

- ① 生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・ 自殺を企図する、身体に重大な障害を負う、金品等に重大な被害を負う
 - ・ 精神性の疾患を発症する 等
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
 - ・ 年間 30 日以上欠席をする
 - ・ 一定期間連続して欠席する

(2) 重大事態の報告及び調査の主体

重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を中心に調査を行う。

ただし、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」では、重大事態への対処等に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断した場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合は、教育委員会に調査を委ねる。

いずれの場合も、教育委員会と連携を図りながらこれを実施する。

(3) 調査を行うための組織

いじめの事案が重大事態であると判断したときは、重大事態に係る調査を行うため、速やかに調査のための組織を設ける。この調査において、学校が主体となる場合は、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を母体とし、必要に応じて心理や福祉の専門家等の外部専門家の参加を図りながら対応することにより、調査の公平性、中立性を確保する。

(4) 調査の実施

重大事態が発生した場合、教育委員会の指示を受け、調査を実施する。この調査の目的は、重大事態への対処や同種の事態の再発を防ぐものであり、次の点に留意する。

- ① 重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ② 学校にとってたとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。
- ③ 教育委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- ④ 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童やその保護者に説明する。

(5) 調査結果の提供及び児童への説明

重大事態に係る調査を行ったときは、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を、適時・適切な方法で、報告する。

情報提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(6) 調査結果の報告

重大事態に係る調査を実施したときは、調査結果について教育委員会に報告する。

その際、いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて提出する。